



セーフティネット保証に係る認定申請のご案内 (新型コロナウイルス感染症対応、4号・危機関連)

1. 本案内の概要及び留意事項

- ・ 本案内は、セーフティネット保証4号（中小企業信用保険法第2条第5項第4号）、危機関連保証（同法第2条第6項）に係る認定申請のご案内となります。
- ・ 申請窓口は、佐倉市役所事業者総合相談窓口（産業振興課）となっており、事前予約制となっております。
電話番号 043-484-6145
- ・ 来庁前に、融資を希望される金融機関にご相談頂き、どの種類を使用するのか決めたいうえで、申請してください。
- ・ 認定を受けた後、認定書の有効期間内（発行日含めて30日以内）に、金融機関を通じて千葉県信用保証協会に、保証申し込みを行ってください。

2. 認定要件

- (1).1年以上継続して事業を行っている中小企業者。
- (2).売上高等の減少が新型コロナウイルス感染症の影響に起因していること。
- (3).佐倉市内に事業所等の事業実態があること。
- (4).最近1か月間の売上高等（※1）が、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前年の同じ月の売上高等と比較して一定の割合（※2）以上減少していること（※3）。
- (5).最近1か月間の売上高等（※1）とその後2か月間の売上高等（見込み）の合計が、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前年の同期間3か月間の売上高等と比較して一定の割合（※2）以上減少していること（※3）。

※1. 「最近1か月間の売上高等」を「最近6か月間の平均売上高等」に、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前年の同じ月の売上高等」を「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前年の同期間6か月間の平均売上高等」に置き換えて申請することもできます
(計算方法は申請書様式をご参照ください)。

※2. 「一定の割合」とは、セーフティネット保証4号では20%、危機関連保証では15%となっています。

※3. ④、⑤の詳細については、次項の3をご参照ください。

3. 「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前年の同期間1か月間」及び「直前年の同期間3か月間」の考え方

セーフティネットの売上高等は、申請直前1か月（及びその後2か月の合計）と、災害等が発生する前年の同期を比較する必要があります。

しかしながら、前年の同期に既に同感染症の影響を受けていた場合、更にその前の年と比較することになります。

（但し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け始めた時期を令和2年1月以前とすることは認められません。）

以下の具体例をご参照いただき、同感染症の影響を受け始めた時期をご確認のうえ、申請していただきますようお願いいたします。

具体例

ケース1 「影響開始月」が令和2年2月、「最近1か月間」が令和2年12月

本ケースにおいて、「直前年の同期間1か月間」は令和元年12月（B）となります。

「直前年の同期間3か月間」は、令和2年2月が影響開始月のため比較対象にできないことから、更に遡って平成31年2月（D②）の売上高等と比較することになります。

※「影響開始月」より前のため令和2年1月（D①）を、さらに前の年となる平成31年1月を比較対象とするなど恣意的に選択することは出来ません。

				影響開始月					最近1か月間		見込	見込
平成30年	平成31年			令和元年		令和2年			令和2年		令和3年	
12月	1月	2月	3月	11月	12月	1月	2月	3月	11月	12月	1月	2月
		D②			B	D①	D②			A	C①	C②

ケース2 「影響開始月」が令和2年3月、「最近1か月間」が令和3年4月

本ケースにおいて、「直前年の同期間1か月間」が、「影響開始月」よりも後であることから、さらに前の年の平成31年4月（B）と比較します。

同様に「直前年の同期間3か月間」は、平成31年4月（B）、令和元年5月（D①）、6月（D②）の3か月間となります。

				影響開始月					最近1か月間		見込	見込
平成31年		令和元年		令和2年					令和3年			
3月	4月	5月	6月	3月	4月	5月	6月	7月	3月	4月	5月	6月
	B	D①	D②		B	D①	D②			A	C①	C②

ケース3 「影響開始月」が令和2年5月、「最近1か月間」が令和3年2月

本ケースにおいて、令和2年2月～4月は影響を受けていないため、「直前年の同期間1か月間」は令和2年2月（B）となります。

同様に「直前年の同期間3か月間」は、令和2年2月（B）、令和2年3月（D①）、4月（D②）となります。

				影響開始月								
令和2年			令和元年	令和2年					令和3年			
2月	3月	4月	5月	2月	3月	4月	5月	6月	2月	3月	4月	5月
A	D①	D②		B	D①	D②			A	C①	C②	

用語解説

「影響開始月」…新型コロナウイルス感染症の影響を受け始めた月

「A」…最近1か月間

「B」…新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前年のAと同じ月

「C①」…Aの翌月 「C②」…Aの翌々月

「D①」…Bの翌月 「D②」…Bの翌々月

※ 「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前年の同期間6か月間」の考え方も上記に準拠します。

4. 必要書類：○必須書類、△該当者のみ必要な書類、各1通

NO	法人	個人	
1	○	○	認定申請書（市HPよりダウンロード） ※申請種類によって異なります。4号：様式第4号、危機関連：様式第6項
2	○	○	認定申請書の確認シート（市HPよりダウンロード） ※「最近1カ月の売上高等」と「最近6カ月の平均売上高等」で使用する様式は異なります。
3	○		商業登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」等、申請日から3か月以内発行のもの、コピー・インターネット謄本可）
4		○	確定申告書(最新のもの1期分)
5	○	○	最近1か月間（若しくは最近6か月間）の月別売上高が確認できる書類
6	○	○	NO.5に対応する、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前年の同期間の月別売上高等を確認できる書類
7	○	○	No.5の期間後2か月間に対応する、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前年の2か月間の月別売上高等が確認できる書類
8	○		法人事業概況説明書又は決算書(最新のもの1期分)
9	△	△	委任状（金融機関等による代理申請の場合・任意書式）
10	△	△	事業実態が佐倉市にあることが確認出来る書類(謄本等で市内にあることが確認出来ない場合)

※認定申請書及び確認シートにおける数値について

- 月別売上高が確認できる書類の数値と一致するようにしてください。数値は1円単位まで記載するものとし、「千円」等の省略は認めません。確認できる書類の数値単位が「千円」である場合、確認シート及び認定申請書では円単位にしてください。（例：数値確認書類：135千円→認定申請書：135,000円）

※NO.6～8の「月別売上高等が確認できる書類」とは

- 決算書、法人事業概況説明書、確定申告書、月次試算表、取引先別の内訳が記載されている売上帳簿等の客観的に確認できる書類のことです。
- レシートや領収書のコピーだけでは上記の証票と認められませんのでご注意ください。これらとともに、売り上げの実績額がわかる積み上げの計算書をご用意ください。
- 申請者名の記載がない書類、又はExcelやWord、手書き等で作成した書類は、事業者名の記載及び実印（申請者が個人事業主であれば個人の実印、法人であれば法人の実印です）を捺印してください。

※NO.11の「事業実態が佐倉市にあることが確認出来る書類」とは

- 決算書、確定申告書、許認可証、納税書、公共料金納付書等の、事務所の所在が確認できる公的書類になります。

令和3年8月1日より

(本件についてのお問い合わせ先)

佐倉市海隣寺町9-7
佐倉市役所 産業振興部 産業振興課
電話043-484-6145